

資格確認書・資格情報のお知らせを送付します

●問い合わせ先 健康ほけん課 保険年金班 ☎096-248-1275

7月中旬に送付します。

現在お持ちの国民健康保険、後期高齢者医療保険の保険証の有効期限は7月31日です。

現行の健康保険証に代わり、7月中旬に以下のとおり資格確認書、資格情報のお知らせを送付します。（令和6年12月2日以降に資格確認書や資格情報のお知らせを受け取られた人も同様です）

資格確認書、資格情報のお知らせが届いたら、記載された内容を必ず確認してください。

また、限度額適用認定証などの取り扱いも下記のとおり変わりますのでご注意ください。

マイナ保険証が資格確認書で受診してください。

▶マイナ保険証(健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード)

マイナ保険証で受診する場合は、顔認証が数字4桁の暗証番号で本人確認を行ないます。

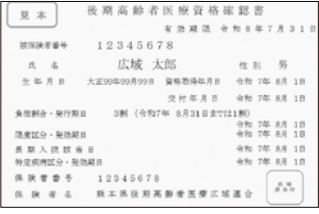
また、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限にご注意ください。有効期限の3カ月前から3カ月後まで、医療機関などの顔認証用カードリーダーでマイナ保険証を利用されると更新アラートが表示されます。有効期限までに更新できないまま受診しても、有効期限が切れてから3カ月間は健康保険証として利用できます。※健康保険証以外の機能は利用できません

▶資格確認書

現行の健康保険証の代わりになるものです。資格確認書だけで、医療機関などを受診できます。

なお、後期高齢者医療制度では限度額適用認定証などの新規発行が終了したため、負担区分を資格確認書に併記することになります。

マイナ保険証の利用が困難な人は、申請することで資格確認書を受け取れます。健康ほけん課までお問い合わせください。

	国民健康保険被保険者証(紫色) 国民健康保険資格確認書(オレンジ色) をお持ちの人			後期高齢者医療被保険者証 (水色) 後期高齢者医療資格確認書 (桃色) をお持ちの人
	70歳未満 マイナ保険証あり	70歳以上75歳未満 マイナ保険証あり	マイナ保険証なし	
届くもの	資格情報のお知らせ (A4サイズ・紙) ※資格情報のお知らせだけでは医療機関などを受診できません。 			資格確認書 (カード型・黄色) 
送り方	普通郵便・世帯主宛てに送付		簡易書留・世帯主宛てに送付	簡易書留・個人ごとに送付
有効期限	有効期限の記載なし (今回に限り対象者全員に送付)	有効期限の記載あり 令和8年7月31日まで (ただし、期限までに70歳になる人と、75歳になる人などは有効期限が異なります)		有効期限の記載あり 令和8年7月31日まで (令和8年7月31日まではマイナ保険証の有無にかかわらず 対象者全員に資格確認書を送付)
限度額適用認定証などの更新	申請は 不要 (負担区分が住民税非課税世帯または低所得Ⅱの人で、過去12カ月の入院日数が90日を超える人は8月1日以降入院日数の届け出が必要)		申請が 必要 ※ 更新のお手続きは8月1日以降に受け付け	・令和6年度中に認定証などをお持ちの人、または資格確認書に負担区分を併記している人は、更新手続きをせずに負担区分を併記した資格確認書を送付。 ・新たに交付を希望する人は申請が必要。

令和7年度の

後期高齢者医療保険料額をお知らせします

●問い合わせ先 健康ほけん課 保険年金班 ☎096(248)1275

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。保険料の増減などにより、納め方が変わる人がいますのでご確認ください。

保険料の納め方

- ▼特別徴収
年金からの天引きによる納付(年6回の年金支給月)
- ※事前の申し出により、特別徴収から口座振替に変更可能
- ▼普通徴収
納付書払いや口座振替による納付(7月〜翌年2月・毎月)
- ※口座振替にするには事前の申し込みが必要です

保険料の算定方法(年額)

※1 合計所得金額が2400万円以下の人は43万円

均等割額
58,000円

+

所得割額
(総所得金額等－基礎控除額^{※1})
×10.98%

=

保険料額
(限度額80万円)

均等割額 軽減割合	世帯主および世帯 ^{※2} の被保険者全員の軽減判定所得 ^{※3} の合計額
7割軽減	43万円+10万円×(給与・年金所得者の数 ^{※4} －1)以下
5割軽減	43万円+30万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数 ^{※4} －1)以下
2割軽減	43万円+56万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数 ^{※4} －1)以下

- ※2 軽減判定は、当該年度の4月1日(新たに制度の対象となった人は資格取得時)における世帯状況により行ないます。
- ※3 均等割額軽減判定所得は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については、高齢者特別控除(15万円)を控除した額で判定します。
- ※4 『給与・年金所得者の数』とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超(65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超)の人の合計人数です。

7月から令和7年度分の免除・納付猶予の申請ができます

国民年金保険料には免除制度があります

●問い合わせ先 健康ほけん課 保険年金班 ☎096(248)1275
熊本西年金事務所 ☎096(353)0142

①保険料免除制度(全額・一部)

保険料を納めることが困難なときに利用できる制度です。申請が承認されると保険料納付の全額または一部(4分の3、2分の1、4分の1)が免除されます。保険料免除の審査対象者は、本人と配偶者、世帯主です。

②納付猶予制度

本人が20歳〜49歳であるときに利用できる制度です。申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。保険料免除の審査対象者は、本人と配偶者です。

③学生納付特例制度

本人が学生の場合に利用できる制度です。申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例の審査対象者は、本人のみです。

①〜③とも、審査対象者の前年所得が一定額以下の場合には、申請により適用が受けられます。離職者、震災・風水害などの被災者の人は所得に関係なく該当する場合があります。



▲マイナポータル

▼オンライン申請
マイナポータルからオンライン申請ができます。

▼学生の場合
学生証(コピー可)または在学証明書(原本)

▼離職している場合
離職していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)

▼手続きに必要なもの
年金手帳など基礎年金番号がわかるもの、またはマイナンバーが確認できる書類

▼また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できます。
保険料を未納のままにすると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず、保険料を納付するか、納付することが困難な場合には免除の申請をしましょう。